

## 健康保険証等の氏名表記における「外字対応の終了」について

これまで当健康保険組合では、資格取得届等の氏名にJIS規格外の文字が含まれる場合には個別に、規格にない文字（外字）を健保組合内で作成し対応してまいりましたが、政府方針によるマイナンバー制度に伴う他機関との情報連携や電子申請の推進により、**他機関などへのデータ交換において「外字文字が表示されない」など事務処理上の支障が生じていることから令和4年度（令和5年3月31日をもって）をもって「外字」の取り扱いを終了することといたしました。**

今後、氏名にJIS規格外の文字がある場合には、類似文字またはカタカナ表記、アルファベット表記に置き換えて健康保険証等を発行いたしますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

※「外字」とは・・コンピューター機器の文字システム（JIS規格コードなど）にあらかじめ登録されていない文字を健康保険組合内で、外字エディタ等を用いて字形を作成し、コンピューター機器に個別登録した文字のこと

### ■現在氏名に外字が含まれている方

このお知らせをもちまして順次対象者の類似文字への変換、類似文字がない場合はカタカナ表記、アルファベット表記等に置き換えさせていただきますが、交付済の健康保険証の差し替えは行いませんので、引き続きお手元の健康保険証をご利用ください。

今後、健康保険組合より送付する各種通知書や、証明書等は対応文字に含まれる文字での表記となります。